

地方独立行政法人における目標・評価の仕組み

1 中期目標期間について

◆東京都公立大学法人

(公立大学法人首都大学東京として平成17年4月1日設立・令和2年4月1日より名称変更)

- 第一期 平成17年度から平成22年度まで(6年間)
- 第二期 平成23年度から平成28年度まで(6年間)
- 第三期 平成29年度から令和4年度まで(6年間)

2 目標・評価の仕組みについて

- 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標について、評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経て決定し、法人に指示(中期目標を変更する際も、同様の手続)
- 法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、自主的・自律的な業務運営を行う
- 知事は、毎年度及び中期目標期間全体における法人の業務実績を、評価委員会の意見を聴いた上で評価。公立大学法人については、評価委員会による評価を行う。
- 中期目標期間の最終年度(公立大学法人についてはその1年前)に中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価を行う

今回の審議事項